

# 市営住宅入居率は78%

……空き室437戸の活用を

市は、古い市営住宅のバリアフリー化や洋室化など住戸改善を進めています。老朽化に追いつかず手つかずのまま空き室となる住宅が増えていきます。市営住宅の入居率は78・5%と5年間で1割下がり、空き室が437戸になっています。

空き室の多い住宅では入居率が4割台と、空き室の方が多い状況です。一方で年金暮らしなどの単

年	空き室	入居率
2011年	234戸	89%
2012年	265戸	87%
2013年	308戸	85%
2014年	391戸	80%
2015年	437戸	78%

年	募集枠	応募数
2012年	4戸	18人
2013年	7戸	24人
2014年	17戸	47人
2015年	20戸	(途中まで)

「住戸改善を早期に行って空き家を解消し、住宅に困っている人が随時入居できるようにすべき」と再度対応を求めました。

しかし、これまでは余りにも高い抽選倍率にあきらめていたためか、増加に合わせて募りも減っています。一般質問では、「住戸改善を早期に行って空き家を解消し、住宅に困っている人が随時入居できるようにすべき」と再度対応を求めました。

## いせさきの教育を良くする会・新日本婦人の会が教科書問題で申し入れ 一教育長と懇談



徳江教育長に申し入れ書を手渡す「良くする会」の小矢野代表

6月24日、いせさきの教育を良くする会と新日本婦人の会伊勢崎支部は、教科書問題で教育委員長・教育長に申し入れを行い、教育長と懇談しました。申し入れの趣旨は、「育鵬社版・自由社版のような、侵略戦争を美化・正当化するとともに日本国憲法を敵視して子ども達を憲法改悪に誘導するような、歴史や公民の教科書を採択しないで欲しい。」ということでした。教育委員会から、教育長や学校教育課長などが対応しました。市議団からは、長谷田市議が同席しました。

参加者は「今後も、子ども達・孫達の為に、教育の内容に関心を持っていきたい。戦争する国づくりと一体の教育をゆがめるいろいろな動向に、しっかり意見を表明していこう。」と語り合っていました。

### 生活法律相談

毎月第4月曜日  
午後6時より

お申込みは  
日本共産党市議まで

●弁護士・市議会議員が  
親身にご相談に応じます。

### 「東赤堀学校給食調理場」評判

#### 東赤堀学校給食調理場

伊勢崎地域の学校給食調理場の調理食数が5〜6千食台と多いのに対して、赤堀やあずまは2千食台、境地域の2つの調理場は1千食台と、小ぶりです。

調理場の規模の大小により、冷凍食品を利用するか、素材から調理するかなどの差があります。同じメニューでも味の違いが生じているのが、実情です。中でも、あずま調理場は地場産野菜の利用が最も多くなっています。

新設予定の調理場は4千食のラインを3つ作ると言いますが、あずま・赤堀地域では味が落ちたり、地場産野菜

### 最優先 守

#### 安心 安全 学校給食

「なぜ、西小保方町に巨大調理場を作るのか？」という問いに対する市の答弁は、

- ①土地がタダだから（沼の埋め立て地が既にある）
- ②食材を大量仕入れするとコストが下がるから

「地場産野菜をたくさん使い、丁寧に調理されたおいしい学校給食か？」  
「安上がりの、大量仕入れ・大量調理の学校給食か？」  
「どちらが「食育」の名にふさわしいかは一目瞭然です。」

### 建設費 方低 自校調理方式 高崎市試算

高崎市は合併後に、学校給食センターの建替え費用と自校方式の調理場新設の費用を比較・検討し、後者の方がややコスト安と判断。合併した旧町村部にも、自校方式や親子方式（そばの学校に配食する）の調理場を新設する道を選びました。

栄養士・調理員の配置など、人件費はもちろん余分にかかります。しかし、それは食育と子どもの健康への投資だというのが高崎市の立場です。高崎市には、全国から視察が殺到。太田市も、同様の判断で自校方式を広げています。今年度は、まだ基本設計中です。「コストより、安心・安全・食育充実の道」と声をあげていきましょう。

# 「食育」よコスト最優先で良いの?! 12,000食の巨大学校給食調理場計画

## 3調理場を1ヶ所に 統合する計画が…



### 突風被害への市の主な対応策

※要件等詳しくは担当課までお問合わせを

- 住宅の補修（屋根・外壁・窓ガラス等、10万円以上）に対し、補修費（消費税を含む）の30%（20万円上限）を補助。
- 被害を受けた車庫・カーポートで使用不能となった物に対し、一世帯につき一律2万円の見舞金を支給。

（ともに申請は8月末まで  
詳細は総務部管財課 ☎27-2703、27-2704 に）

●突風、降雹で農業用ハウスに100平方メートル以上の被害、または畜舎などに10万円以上被害があった施設を市内に所有し、かつ住民登録している農業者に一世帯5万円の見舞金を支給。

（申請は7月末まで  
詳細は経済部農政課 ☎27-2757 に）